



2026年度 新規募集（1次）

日本学生支援機構

給付奨学金

（高等教育の修学支援新制度）

の申込について

貸与奨学金

※ この案内が説明会の代わりとなるので、

申込希望者は全員必ず熟読を

【申込対象：これから新規で申し込む人】

- 既に採用、入金されている奨学金の種類は申込対象外
- 「多子世帯」への授業料等の減免についてもこの資料を確認すること

手続はすべて 奨学金を希望する **学生本人が行うこと**

目次

1. 資料の確認	P. 4
2. 奨学金の概要	P. 5
給付奨学金	P. 5
要件/支給額と支援区分/「多子世帯」への支援について	
貸与奨学金	P. 19
要件/申し込む際に決めておくこと(貸与額/保証制度/返還方式/利率の算定方式)	
3. 申込について	P. 28
スケジュール / 申込上の注意点 / 書類提出日(面接日)の予約 / 提出書類の準備	
4. 通学形態について	P. 42
5. 大学からの連絡・学生からの問合せ方法	P. 45

1. 資料の確認

必ず確認すること！

各種資料や機構のホームページを参照し
制度などをよく理解した上で申し込むこと

大学HPより

(このスライドのあるページに掲載あり)

2026年度 日本学生支援機構奨学金 募集要項

機構のHPより

奨学金制度
全体について



電子版
『 給付奨学金案内 』



電子版
『 貸与奨学金案内 』



1. 資料の確認

以下はすべて、大学ホームページよりダウンロードおよび印刷すること

① 新規申請書類 提出書

② 新規申請書類 申込書 (両面)

③ 『スカラネット入力下書き用紙』

④ 貸与奨学金 承諾書 兼 保証制度選択届

⑤ 給付奨学金 承諾書 (表面) / 振込口座届 (裏面)

⑥ 学修計画書 (両面)

※ 上記は大学生向けの表示です。大学院生で新たに申請する方は、
大学HP内の【必要書類】を確認してください。

③ 『スカラネット入力下書き用紙』のみ、窓口にて数量限定で配布あり
(なくなり次第配布終了)

2. 奨学金の概要 〈 給付と貸与 〉

給付 …原則、返還しなくてよい奨学金

- ・ 「高等教育の修学支援新制度」のひとつ
- ・ 同時に授業料等の減免を受けられる（多子世帯はP.13～参照）

 採用後に**辞退することは不可** ※

➔ 一度給付奨学生として採用されると

奨学金が廃止にならない限り**卒業まで定期的に手続きが必要**

… 適格認定(後述)等によって、給付奨学金の支給が0円(停止)になっても同様

※ 民間の財団等、他団体の給付奨学金を受けるために日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受けられない場合は別途手続（本人希望による停止の申出）が必要。

➔ **該当する学生は奨学金担当窓口へ申し出ること。**

貸与 …将来、返還の義務がある奨学金

- ・ 第一種奨学金：無利子の奨学金
- ・ 第二種奨学金：有利子の奨学金
- ・ 入学時特別増額貸与奨学金：入学時の一時金

詳細は電子版
『貸与奨学金案内』を確認
(P.8、13、34)

※ 「併用貸与」：第一種と第二種の両方を同時に借りること

給付奨学金の支給対象となるための要件

※各詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.6～)

1. 入学時期

高校卒業等から大学に入学するまでの期間について、
機構の定める条件のいずれかに該当する

2. 過去の利用状況

給付奨学金を過去に利用している場合は、再度の申込は不可

3. 国籍

日本国籍である、または特定の在留資格等を有する

4. 学業成績

この後のページで案内

5. 家計 (世帯収入・資産)

この後のページで案内

学業成績の基準

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.8)

1年生・編入生

次の①～③のいずれかに該当すること

- ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上
または、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1 / 2の範囲に属する
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが
学習計画書等により確認できること

2年生以上

次の①～②のいずれかに該当すること

- ① GPA（平均成績）等が在学する学部における上位1 / 2の範囲に属すること
- ② 習得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を
もって学修する意欲を有していることが、学習計画書等により確認できること

審査対象：前年度末時点の成績

2年生以上は上記をクリアしていても
下記のいずれかに該当する場合は**申込対象外**

- ① 修業年限(4年間)で卒業または修了できないことが確定したこと（例外あり）
- ② 習得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が6割以下であること
その他学習意欲が著しく低い状況にあると認められること

※標準単位数とは… $124 \text{ (単位)} \div 4 \text{ (年)} \times \text{在学年数}$

家計基準

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.9~13)

給付

家計

① 収入

世帯構成・各種保険料の
支払状況等により収入の上限あり(目安)

② 資産

生計維持者の資産額の合計が
5,000万円未満

※ あなたに資産・収入/所得がある場合は、あなたのものも含まれます

○ 審査対象者 : **生計維持者** として入力した人物 (とあなた) **申込時 現在**
(対象者すべてのマイナンバー情報の提出が必要 ※)

※ 生計維持者が海外居住など、マイナンバーで税情報が入手できない場合は、別途書類の提出が必要。「面接」時に窓口に出すこと。

○ 審査対象期間 : **2024年1月~12月** **現在ではない**

参考

申込前の段階で
収入基準を満たすかどうかの
大体の目安が試算にて**確認可** →



【進学資金シミュレーター】

※ 「多子世帯」への支援についてはP.13~も参照

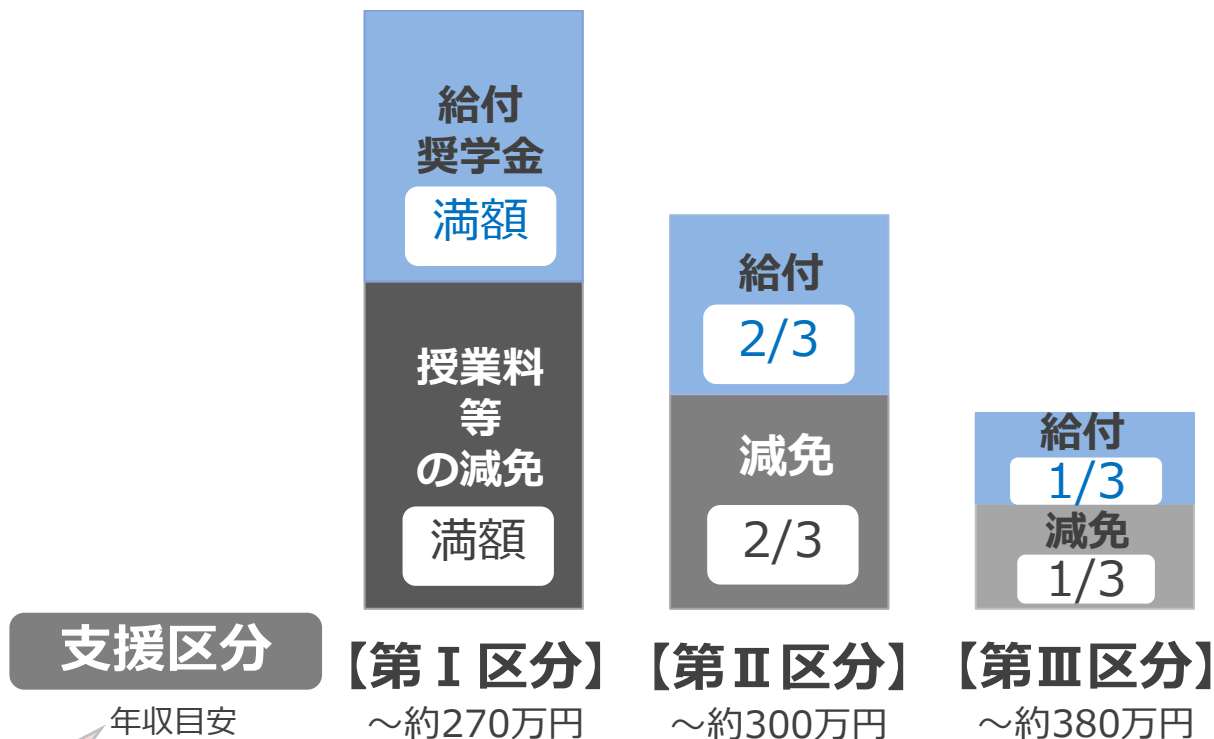
支援区分と支給額・授業料等の減免額の割合

「支援区分」：前項の家計の審査で決定

⇒ これに応じて給付奨学金の支給月額と授業料等の減免額の割合が決定

※「支援区分」は変動する場合があります（P.11参照）

1子・2子世帯の場合（「多子世帯」の人はP.13を参照）



※ 年収目安は世帯構成によって異なる（『給付奨学金案内』P.9～を参照）

給付奨学金の支給月額

「支援区分」と「通学形態（自宅/自宅外）」によって決定される

（通学形態についてはP.42～を参照）

1子・2子世帯の場合（「多子世帯」の人はP.17を参照）

世帯年収 (目安)	支援区分	支援の 割合	給付奨学金 [月額]		減免 [年額]	
			自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金
270万円 程度	第Ⅰ区分	満額	38,300円 (42,500円)	75,800円	700,000円	240,000円
300万円 程度	第Ⅱ区分	2/3	25,600円 (28,400円)	50,600円	466,700円	160,000円
380万円 程度	第Ⅲ区分	1/3	12,800円 (14,200円)	25,300円	233,400円	80,000円
上記以上	支給対象外 = 支援の停止	なし	支援区分が変わるまでは奨学金の支給、授業料等の減免ともになし			

新入生
・
編入生
のみ

※ 年収目安は世帯構成によって異なる
(『給付奨学金案内』P.9～を参照)

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している方及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表の（）内の金額

支援区分の2つの注意点①

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』
P.35を確認

支援区分は変動する可能性があります

➔ 「**適格認定（家計）**」 … 家計状況を機構が審査（毎年10月）
審査の結果、支援区分が変更

区分に応じて給付奨学金の支給金額・授業料等の減免額も変更



※支給対象外となると支給額・減免額ともに0円となる

支給・減免額が減少することも考えて
貸与奨学金への申込も検討を。

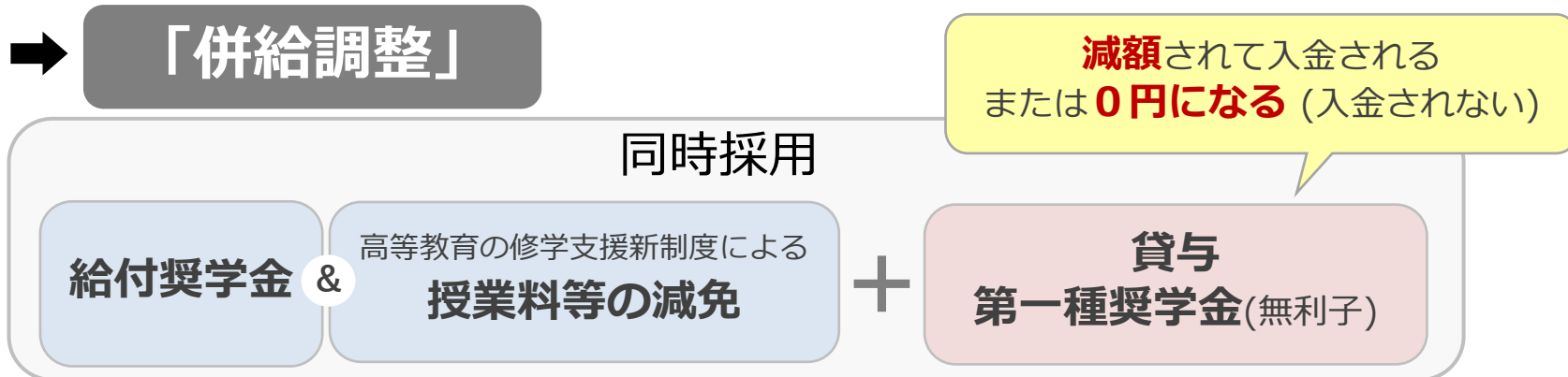
支援区分の2つの注意点②

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』
P. 18～20を確認

給付奨学金・授業料等の減免と同時に採用された
第一種奨学金は貸与額が調整されます。



「併給調整」



さらに

適格認定(家計)の結果、支援区分が変更

第一種奨学金の併給調整後の額も変動

- 給付・減免額が増える ↑ …… 第一種の貸与額が**減額**(または**0円になる**) ↓
- 給付・減免額が減る(なくなる) ↓ …… 第一種の貸与額が**増額**(開始) ↑

給付と同時に貸与をうける場合は、第二種についても検討を

「多子世帯」への支援について 〈要件1〉

支援を受けるには「給付奨学金」に申込を

授業料等減免の支援は「高等教育の修学支援新制度」の一部

➡ この支援のみを受けるためでも、
「給付奨学金」に申込み、要件を満たす必要がある

※ 「多子世帯」であれば自動的に全ての人が受けられる支援ではありません

高等教育の修学支援新制度 (ワンセット)

給付奨学金

&

授業料等の減免

国の定める一定金額まで

所得制限

なし

資産要件

3億円未満

(給付奨学金は5,000万円未満)

学業要件

給付奨学金

と同様 (P.7参照)

〈要件 2-1〉

※詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.17、22)

給付
(多子世帯)

支援対象となる「多子世帯」の考え方

条件：生計維持者の扶養する生計維持者より年少の親族が3人以上 (毎年審査あり)

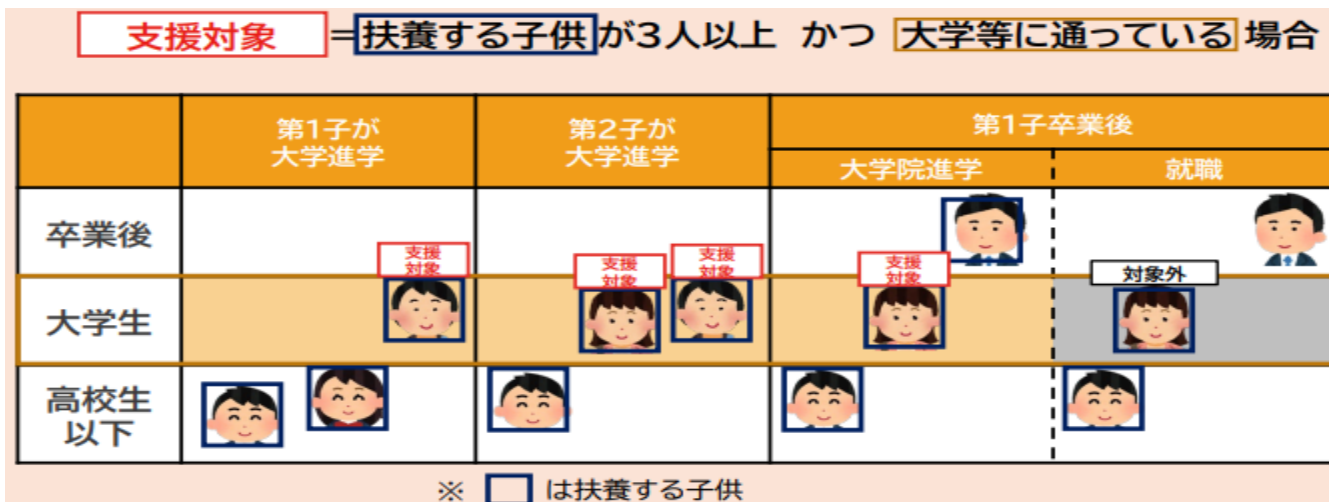
今回申込時の審査対象

➔ スカラネットに入力した生計維持者①(および②)の
2024年12月31日時点の税情報 ※

※ 採用後、毎年10月の家計審査は**前年**の12月31日時点の税情報

**申込時点の情報
ではありません**

➔ 申込時点で学生本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要。(それを拒否する場合は**申込不可**)



例外

子ども等が3人以上いても非該当となるケース

- ・きょうだい等の就職により扶養されている「子ども」等が3人未満の場合(上図)
- ・学生本人やきょうだいのアルバイト収入が多く、扶養されている「子ども」等が3人未満の場合

〈要件 2-2〉

※詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.17)

要確認：審査対象の税情報で「多子世帯」の条件をクリアしているか

未確認のまま申し込み、「多子世帯」非該当で不採用となるケースが多発中

➔ 令和7年度の「課税証明書」やマイナポータルの「わたしの情報」で、生計維持者の扶養する「子ども」の数を確認

下記2点の両方をクリアしていないと「多子世帯」には非該当となる

- ① 扶養されている「子ども」等は生計維持者よりも年少であること
- ② この「子ども」の中に、本制度に申し込む学生本人を含んでいること

参考

令和7年度（2025年度）の住民税情報：

前年 2024年についての年末調整や確定申告において、生計維持者やその勤務先等が申告した内容をもとに決定される。

➔ 申告に誤りがあると、税情報にも誤った情報が反映される

※ 税情報に誤りがあることが発覚した場合は、大学窓口に申し出ること

〈要件 2-3〉 ※詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.17、22)

下記の期間に生計維持者やその扶養する「こども」に変更があった場合

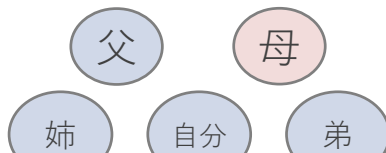
期間：2025年1月1日～2026年3月31日

機構が審査に使用するのは **2024年12月31日時点の住民税の情報**

➔ それ以降に新たに子が生まれた、または離婚や死別により生計維持者やその扶養する「子ども」に変更があっても、機構はその情報を把握できない。

例

2024年12月31日 時点



3人の「子ども」が父に扶養されていた

離婚や死別



2026年3月31日 時点



3人の「子ども」が母に扶養されている

機構が審査に使う情報はこちらなので、申込時点の事実にもとづき**生計維持者を母1人として**申し込む（父はいないとする）と、その扶養している「子ども」は0人とみなされてしまう

対応：学生

新規申込の手続きをしつつ**別途証明書類を提出し**、扶養の異動があったことを機構に報告することで、それらを加味して審査されるようになる。

〈 支給額と減免額 〉

給付
(多子世帯)

審査にて
「多子世帯」と認定

支援区分に関わらず
授業料等の減免は満額での支援

(給付奨学金の支給額は区分に準ずる)

資産	世帯年収の目安	区分	給付奨学金 [月額]			授業料等減免 [年額]	
				自宅通学	自宅外通学	入学金	授業料
5,000万円 未満	270万円程度	第Ⅰ区分 (多子世帯)	満額 支給	38,300円 (42,500円)	75,800円	240,000円 (満額)	700,000円 (満額)
	300万円程度	第Ⅱ区分 (多子世帯)	2/3 支給	25,600円 (28,400円)	50,600円		
	380万円程度	第Ⅲ区分 (多子世帯)	1/3 支給	12,800円 (14,200円)	25,300円		
	600万円程度	第Ⅳ区分 (多子世帯)	1/4 支給	9,600円 (10,700円)	19,000円		
3億円 未満	年収制限なし	多子世帯	支給 なし	-	-		

※ 年収目安は世帯構成
によって異なる
(『給付奨学金案内』
P.9~を参照)

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している方及び社会的養護を必要とする人で
児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表の()内の金額

※ 「多子世帯」に非該当となった場合の支給額・減免額についてはP.10を参照

※ 自宅外通学についてはP.42~を参照

〈 注意点 〉 **多子世帯の人は必ず理解、納得した上で申し込みを！**

① 採用されたときは「給付奨学生」の自覚と責任を持つこと

「多子世帯」の認定により授業料減免の支援のみを受ける場合も

「支給金額0円の給付奨学生」として扱われる

奨学生のあるべき姿として求められること

- ・ **支援の継続のための学業成績の基準を満たし続けること**
- ・ **年間を通じて、給付奨学生への大学からの通知はもれなく確認し、必要な手続きには必ず期間内に対応すること**

一度給付奨学生として採用されたら、**成績不振等で「廃止処分」とならない限りは奨学生としての身分は卒業期まで継続する。**(採用後の辞退は不可)

※ 卒業までの間に扶養されている「子ども」の数に変更があり「多子世帯」に非該当となることで、**授業料等の減免の支援がなくなったとしても同様に、「給付奨学生」として扱われ続ける。**

② 「併給調整」後の貸与額は1子・2子世帯の場合とは異なる

(詳細は『給付奨学金案内』P.18～20を参照)

「多子世帯」として授業料等の減免の支援を受ける場合も、同時に利用中の貸与第一種奨学金については「併給調整」がなされる(併給調整についてはP.12参照)

貸与奨学金の対象となるための要件

※ 各詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.9～)

1. 申込資格

右記は申込不可

- ・留年中(休学のため同一学年を再履修している人を除く)
- ・現在休学中及び長期欠席中の人
- ・債務整理中、および過去に借りた奨学金が延滞中や返還誓約書未提出の人、保証機関より代位弁済が行われた人

2. 過去の利用状況

過去に利用したことのある人は、利用できない場合や利用期間が制限される場合あり

3. 国籍

日本国籍である、または外国籍の人は特定の在留資格等を有する

4. 学業成績

この後のページで案内

5. 家計

この後のページで案内

学業成績の基準

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.11)

第一種のみ または第一種と第二種の両方（併用貸与）を希望する場合

1年生・編入生

下記いずれかに該当

- ① 高等学校等の(全学年の)成績の平均が 3.5以上
- ② 高等学校卒業程度認定試験合格者

2年生以上

GPAが所属する学部・学科等における上位3分の1以内

緩和要件

下記いずれかに該当する場合、**学力基準が緩和される**

- ア) 収入が日本学生支援機構が定める基準額以下の人
- イ) 生活保護受給世帯
- ウ) 社会的養護を必要とする人（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている人 等）

※ ウを適用する場合は所定の証明書類の提出が必要

学業成績の基準

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.11)

第二種奨学金のみを希望する場合

下記いずれかに該当

- ① 出身高校又は在籍する大学における成績が平均水準以上
- ② 特定の分野で特に優れた能力を有すると認められた者
- ③ 学習意欲があり、確実に修業年限内に学業を終了する見込みがあること
- ④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずる者

家計基準

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.12~15)

- 審査対象： **生計維持者**として入力した人物

申込時 現在

(マイナンバーの提出が必要 ※)

※ 生計維持者が海外居住など、マイナンバーで税情報が入手できない場合は、別途書類の提出が必要。「面接」時に窓口に出ること。

- 審査対象期間： **2024年1月～12月**

現在ではない

一種、二種、併用 それぞれに収入・所得の上限(目安) あり

※ 転退職により家計の減収がある世帯の方は
電子版『貸与奨学金案内』P.35を参照)

※ あなたに収入がある場合は、あなたのもも含まれます

参考

申込前の段階で
収入基準を満たすかどうかの
大体の目安が試算にて**確認可** ➡



【進学資金シミュレーター】

申し込む際に決めておくこと 〈貸与月額〉

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.6～)

第一種

…「通学形態」で選べる金額が変わる

自宅通学	自宅外通学
54,000円*	64,000円*
40,000円	50,000円
30,000円	40,000円
20,000円	30,000円
	20,000円

*印…最高月額

- ※ 「最高月額」は併用貸与の家計要件を満たす場合に選択可
- ※ 「通学形態」についてはP.42～を参照
- ※ 給付奨学金の支給を同時に受ける場合は
第一種奨学金の貸与月額が上の表とは異なる (P.12を参照)

第二種

20,000円 ~ 120,000円

上記範囲内、1万円単位で選択可

※ 120,000円× 48か月(4年間) = 総額 5,760,000円



注意

**借りすぎに
ならないよう選択を！**

1年間の収支を予測し、不足金額を計算

支出（必要な金額）		収入	
学費	80 万円	家庭からの給付	100 万円
修学費（教科書代・通学定期代等）	24 万円	支援機構以外の奨学金	0 万円
[自宅外] 家賃・光熱費・食費	96 万円	アルバイト	48 万円
通信費（携帯電話）	12 万円	その他の給付	30 万円
その他	24 万円		万円
①支出計	236 万円	②収入計	178 万円

$$\text{①支出計(236)万円} - \text{②収入計(178)万円} = \text{③必要な金額(58)万円}$$

$$\text{③必要な金額(58)万円} \div \text{12ヶ月} \doteq \text{④奨学金月額(約50,000)円}$$

保護者の方とも相談しながら決めること

〈保証制度〉

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.23～28)

将来あなたが返還できなくなったときに備える制度

➡ 下記2種類から選択

! 一度決めた保証制度は原則変更不可 … よく考えて決めること

	人的保証	機関保証
返還責任	連帯保証人および保証人が保証	保証機関が保証
費用	なし	毎月の貸与額から一定の金額が差し引かれて支払う
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連帯保証人、保証人それぞれに選任の条件あり ・ 採用後「返還誓約書」にそれぞれの自署・実印、印鑑登録証明書等の添付が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証機関が代理で返還した後は保証機関に全額返済が必要(=債務は消滅しない) ・ 人的保証への変更は一切不可

〈 返還方式 〉

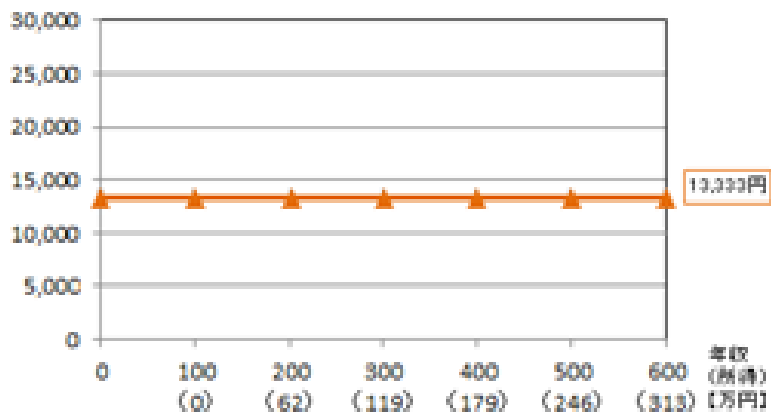
※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.19、20)

貸与**第一種奨学金**の返還方式：下記2種類から選択

※ 貸与第二種は全員**定額返還方式**のみ

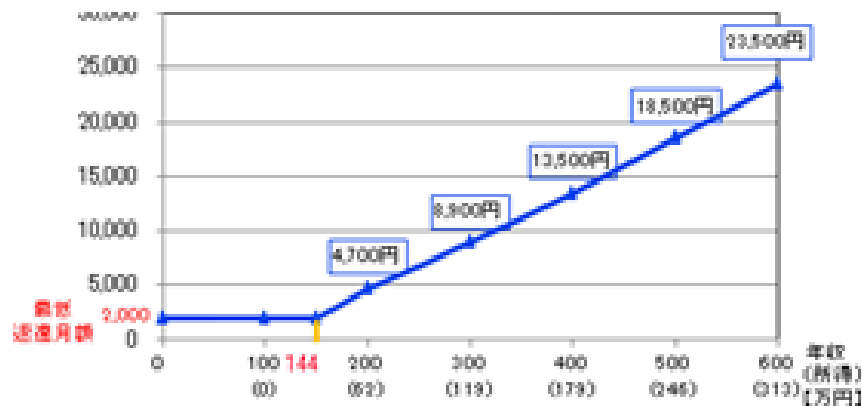
定額返還方式

- 収入に関わらず**毎月一定額**を返還



所得連動返還方式

- 前年度の収入に連動して**返還額が変動**



注意点

- 所得連動返還方式を選んだ時の保証制度は**機関保証のみ**
- 併用貸与（一種二種両方を貸与）の場合保証制度は**人的・機関いずれかに統一**
一種と二種とで別々の保証制度はNG

※ ただし**第一種奨学金を「所得連動返還方式」にした場合**

第一種：機関保証 / 第二種：人的保証 **のみ可** 一種と二種とで別々でもOK

< 利率の算定方式 >

※詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.17)

貸与第二種奨学金の利率の算定方式：下記2種類から選択

利率固定方式

貸与終了時に決定

返還完了まで**変更なし**

参考：2026年3月貸与終了者の
利率 **2.42 %**

利率見直し方式

貸与終了時に決定

市場金利の変動を考慮し
見直し（概ね5年ごと）

参考：2026年3月貸与終了者の
利率 **1.6 %**

Q. 最終的にどちらが良いの？

A. 一概には言えませんので、よく考えて決めましょう

3. 申込について

事実を正しく申告してください
(給付・貸与共通)

誤った申告を行うと、皆さん自身が多大な不利益を被ることがありますので十分に注意してください

誤った申告による採用が発覚した場合

貸与 : 採用取消 + 貸与された総額の返金

給付 : 採用取消 + 支援を受けた金額の **1.4倍の金額の返金**
(給付奨学金、入学金や授業料の減免額全て)

よくある間違い

<給付・貸与共通>

- ・ 父母ともいるのに (別居含む)、父・母どちらかしか生計維持者として申告していない
- ・ 生計が同一でない家族 (就職した兄・姉等) を家族人数に含める 等

<給付>

- ・ 資産 (現金・預貯金・有価証券等) の申告を忘れた
- ・ 親戚宅に住んでいる (家賃発生無し) のに「自宅外」で申請した 等

申込から採用までのスケジュール



面接の予約

まずは「面接日」の予約を。
申込者本人が予約すること

○ 面接日：記入した申込書類を窓口提出する日のこと (P.35参照)

○ **事前予約制、先着順**

期間外の予約は受付不可

予約受付期間：4/1 (水) ~ 4/10 (金) **17:00 〃切**

面接実施期間：4/13 (月) ~ 4/30 (木) の間で日時を指定

○ 予約方法：K-smapy II の「就職」メニュー内「面談予約」より予約

※ **窓口や電話での予約受付はいたしません。**

※ **予約受付期間中に限り、予約の変更も可。**

※ **受付締切後は原則変更不可！**

授業と重ならないよう、時間割がわかるものを参照しながら予約登録を！

面接に必要な書類一覧

消えない黒のボールペンで記入を

給付と貸与の両方に申し込む場合、重複する書類は1部のみ用意

全員	① 新規申請書類 提出書
	② 新規申請書類 申込書
	③ スカラネット入力下書き用紙
貸与	④ 貸与奨学金 承諾書 兼 保証制度選択届
給付	⑤ ※ 下記、2面で1枚 ・ 給付奨学金 承諾書 (表面) ・ 振込口座届 (裏面)
給付 または 貸与第一種 は必須	⑥ 学修計画書

両面モレのないように記入
 ※ コピーをして手元に保管を。

面接後にインターネットで
 入力をするための下書き用紙。

入力送信後は変更不可!
 ➔ 必ずこの用紙に記入し
 間違えないよう備える。

※ 不明点は面接にて質問を。

※ この下書き用紙については
 内容確認のみ。提出は不要。

その他、外国籍の方、社会的養護を必要とする方のみ、別途書類の提出が必要。

※ 詳細は各電子版『奨学金案内』を確認 (給付 : P.25 / 貸与 : P.33)

スカラネット入力下書き用紙の記入

- 面接後にインターネットで申込入力をするための用紙
- 電子版『給付奨学金案内』『貸与奨学金案内』を参照しながら記入する
- この用紙を記入するなかで生じた疑問点を面接で質問できるようにしておくこと

以下、すべてが重要事項！

- ① P.1 IDとパスワードは面接終了時に大学から配布するので空欄でOK
- ② P.3 誓約日は入力当日の日付を入力
- ③ P.3 最下部(給付と貸与第一種同時希望者のみ) 併給調整を理解した上で「同意」を
- ④ P.4 < 給付希望者のみ > 「高等教育の～を希望しますか」は「希望する」を選択
- ⑤ P.4 < 貸与希望者のみ > (1)～(14)の中から選択
- ⑥ P.6 正規の修業年限：学部生は全員「4年0か月」を選択（休学や留年経験者も含め全員）
- ⑦ P.6 自宅外通学の要件：独立生計者と部活動による入寮指定は「⑤」を選択
- ⑧ P.7 < 給付希望者のみ > 併給できない他団体の奨学金を受ける人は面接にて相談
- ⑨ P.8 第一種の再貸与：短大で貸与を受けていた人は「いいえ」を選択
- ⑩ P.11 住所入力時は「〇丁目」は自動入力されるので、重複して入力しないよう注意
- ⑪ P.12 < 貸与、かつ人的保証希望者のみ > 保証人：連帯保証人と同一生計の人は不可
- ⑫ P.13,14 生計維持者：現住所・生年月日は絶対に不備なく入力すること
※ 父母なく、誰からも経済的支援を受けない人と配偶者を扶養している人は窓口にて相談を。
- ⑬ P.17 「家庭事情」の作文の文章量は具体的に全体の2/3程度記入すること
- ⑭ P.17 申込時点で国に「公金受取口座」を登録済の方のみ、奨学金の受取口座として指定可。

提出書類の準備 < 給付申込者のみ >

給付奨学金承諾書

※「振込口座届」と両面で1枚

給付奨学金に申し込むにあたっての重要事項が記載された用紙
熟読し、よく理解した上で記入すること

表面

給付奨学金 承諾書	
<p>日本学生支援機構奨学金を申し込むにあたって、奨学金の制度・内容を十分に理解していること、必要な準備が整っていることを確認するための書類です。 記載された内容を確認後、学生の生計維持者、本人承諾にそれぞれ該当者が自署してください。 氏名の代署は認められません。 各確認事項の口欄には、内容を理解したうえで✓を入れてください。</p>	
<p>1. 日本学生支援機構【給付奨学金】は、審しい成績不備で廃止となった場合、返還の義務が発生することは理解しましたか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい</p>	
<p>2. 採用後成績要件を満たしているかの審査が毎年あり、成績不備により留年及び卒業延期が確定した場合、奨学金が「廃止」になることは理解しましたか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい</p>	
<p>3. 採用後、採用者説明等必ず受ける義務があること、勝手続きを放棄した場合、採用取り消しになり、すでに振り込まれた奨学金を返還しなければならないことを理解しましたか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい</p>	
<p>4. 採用後、在籍報告(4月)を定められた期間内に行う義務があり、手続きを放棄した場合、採用取り消しになり、すでに振り込まれた奨学金を返還しなければならないことを理解しましたか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい</p>	
<p>5. 採用後、毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産に基づき毎年10月に見直しされ、支援区分外になった場合は給付奨学金が「廃止」になることを理解しましたか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい</p>	
<p>6. 支援区分外の期間も3、4に記載のある奨学生として必要な在籍報告等を行う義務があることを理解しましたか？</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい</p>	
<p>7. 上記1から6までの内容を熟読、承認し、学生がその義務を放棄することがないように指導することを承諾する。承諾した生計維持者及び本人は各自署名してください。</p>	
<p>フリガナ (生署)</p> <p>生計維持者 ①氏名</p>	<p>あなたとの関係 (続柄)</p>
<p>本人承諾欄</p> <p>学務 番号</p> <p>氏名</p> <p>所 属 学部 年</p>	
<p>【個人情報取扱いについて】 日本学生支援機構の運営に必要と認められています。漏れた情報を本奨学金に関する業務以外の目的で使用することはありません。</p>	

※ 生計維持者の氏名欄はご本人に署名をもらうこと

提出書類の準備 〈 給付に申しこむ人のみ 〉

振込口座届

※ 「給付奨学金 承諾書」と両面で1枚

下記② に該当したときに授業料の減免額分を返金するための口座

➔ **奨学金を振り込むための口座ではありません**

裏面

【奨学金の給付申請書（給付）と卒業料の返金口座届】

振込口座届

〒〒〒 〒〒〒

住所 〒〒〒 〒〒〒

振込口座

口座番号

口座名義

※ 口座に1名のみを記入してください。

※ 口座に1名のみを記入してください。

※ 口座に1名のみを記入してください。

大学届出の保証人名義 の口座を記入
(授業料を支払っている人)

※ ご家庭の事情により、学生本人名義の口座を希望される場合は、下部にその旨を記入のうえ、学生本人名義口座を記入

今学期の学費は、給付の申込者については口座引落はされません

① 7月に採用が決定した者

： 支援区分に応じた**減免後の金額にて納付書**を大学より送付 ➔ **納入**※

② 7月に採否が保留となった者 (何らかの事情により採否が7月までに出なかった者)

： **全額の納付書**を大学より送付 ➔ **一旦全額納入** ➔ 採用決定後に**還付**

※ **新入生・編入生** … 既に満額で納入済であるため、上記①に該当する場合でも採用決定後に
入学金と授業料等の減免分を**還付**。

「面接」とは

窓口にて学生本人と、希望する申込の内容や、提出書類に不備がないかの確認をする場のこと。

※ **学生証がないと「面接」は受けられません**

※ 服装 : 自由

※ 所要時間 : 20分程度（相談内容によっては長くなる場合もあります）

面接前の準備

提出書類とともに「スカラネット入力下書き用紙」を完成させ、不明点は質問できるようにしておくこと

面接後（書類提出完了後）

スカラネットの入力に必要なユーザID・パスワードと「奨学金確認書兼地方税同意書」を配布

注意点

- ・ 連帯保証人、保証人は**ご本人の承諾を得て選任し、それぞれの方に自署をもらうこと**（各署名欄への学生の記入は不可）
- ・ すべての提出書類は**鉛筆でなく消えない黒のボールペンで記入し、修正ペンや修正テープの使用は不可**

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

以下、2段階の入力が必須。

確実に完了すること

I. 「奨学金申込」より申込内容の入力

II. 「個人番号(マイナンバー)の提出等」より入力

I と II の両方が完了しないとどうなるか？

申込入力が途中の扱いとなる → **審査の対象にならない**

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

I. 「奨学金申込」より申込内容の入力

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認
(給付：P.26～ /貸与：P.38～)

- 「スカラネット入力下書き用紙」の内容に沿って入力
- 面接後の配布物も必ず参照すること
- 入力内容の送信後に表示される16ケタの「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の1ページ目に控える

注意点

- ・ 入力所要時間：30分～1時間程度
- ・ 1画面につき30分でタイムアウトになる
- ・ 誤って入力しても訂正は不可

下記の情報は入力ミスが大変多いので特に注意して入力を！

①面接後に配布するID ②学籍番号 ③学部 ④学年 ⑤生年月日 ⑥性別

学籍番号は数字6ケタのみ

(アルファベットは含まないこと)

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認
(給付：P.30～ /貸与：P.42～)

Ⅱ.マイナンバーの提出

受付番号を控えたら メインメニューへ戻り、
「**個人番号(マイナンバー)の提出等**」のボタンを押下



【 提出の手順 】

Ⅱ-1

マイナンバー提出可否の選択

Ⅱ-2

住民票住所の入力

Ⅱ-3

マイナンバーの提出

Ⅱ-4

入力内容の確認および送信

Ⅱ-1

マイナンバー提出可否の選択

自分が申込内容として入力した情報が表示されるので正しいか確認

OK!

入力ミス発覚 …… 作業を即中断し、大学窓口へ至急申告を!

マイナンバーは **原則「提出可」** を選択すること

⚠️ マイナンバーカードがなくても、通知カードや住民票の写しでも
マイナンバーは確認が可能 (番号がわかれば提出は可能) ※

※ 生計維持者が海外居住など、マイナンバーで税情報が入手できない場合は、
別途書類の提出が必要。面接時に窓口へ申し出ること。

Ⅱ-2

住民票住所の入力

申込者本人と、申込時に入力をした「生計維持者」について入力

- ✕ 現住所
- 住民票の住所

※ 申込内容として入力した住所は「現住所」でOK
※ 「○丁目」が重複していないかよく確認すること

Ⅱ-3 マイナンバーの提出

入力は、生計維持者の許可を取り、学生本人が行うこと

 **間違えないよう、細心の注意を払うこと**

万が一誤入力があった場合は、訂正に数週間を要し、
採否が出る時期が大幅に遅れる可能性あり

Ⅱ-4 入力内容の確認および送信

表示された内容をよく確認し、問題がなければ「提出」

※ 提出後は、大学側でも訂正は一切不可

➔ メインメニューに戻り、マイナンバー提出状況がそれぞれの人物について「提出済」であることを確認する

出願手続き③

「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出(郵送)

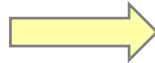
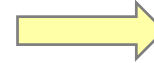
※ 詳細は面接後の配布物を確認

大学を介さず、郵便局の窓口で「**簡易書留**」にて機構に郵送

学生の
本人確認書類の**コピー**



貼付

注意点

・ この用紙に記載の申込IDとパスワードはスカラネット入力時に必要

➡ **必ずスカラネット入力完了後に
かつ 必着日までに届くように**

発送すること!

- ・ 用紙は学生本人、生計維持者（原則2名）の各人が記入
- ・ 学生本人の身元確認書類のコピーを用紙に貼付（有効期限に注意）
- ・ この書類については大学は関与できないため不明点等の問い合わせは直接機構にすること

※ 送付書類に不備があると機構から直接連絡があるので、必ず対応すること

4. 通学形態について

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認
(給付：P.15、35 / 貸与：P.6)

給付奨学金 / 貸与**第一種奨学金** の月額に関連

自宅通学

生計維持者と同居

自宅外通学

- ・ 生計維持者と別居
- ・ 家賃の支払いあり

「自宅外通学」と認定されるための条件

- ① 「自宅外通学の要件」に該当
- ② 自宅外通学であることの証明書類を提出

(**提出は採用決定後**。次ページ参照)

※ 給付奨学金は上記**両方の条件**を満たさなければ「自宅通学」の月額での支給

※ 第一種奨学金**のみ**を利用する人は条件①を満たせば「自宅外通学」の月額での貸与可

自宅外通学の証明書類の提出 〈 給付奨学金・第一種奨学金 〉

共通

窓口へ提出する書類

※ 提出は採用の決定通知後(7月)

- ・「自宅外の要件」に当てはまる
- ・申込から採用月(7月)までの時点で学生本人の居住が伴う家賃が発生している

貸与の第一種奨学金のみの採用者

書類提出不要

給付：支援区分Ⅰ～Ⅳに該当する

〔※ 支援区分「多子世帯」の採用者は原則 提出不要 (次ページ参照)〕

大学の寮

①のみ

入寮の証明書は大学で準備

(学寮・スポーツ学寮)

全員：① 通学形態変更届 (自宅外通学)

- ・「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認
- ・間違いや漏れの無いように記入
- ・各様式は大学ホームページよりダウンロード(採用後に案内)

学生会館、学生寮など

①に

③入寮許可書 (のコピー) を添付

マンション・アパートなど

自宅外通学の要件で当てはまるのが

- ・通学費が月1万円以上または
- ・片道90分以上かつ運行本数が1時間に1本以下の場合

① + ②に

④乗換案内等の画面を印刷したものを添付

①に② 賃貸借契約書のコピーを添付

契約者が学生本人または入居者欄に学生氏名の記載があるもの

※ 契約者が学生、生計維持者のいずれでもない場合は (ex. 祖父母、きょうだい等) 賃貸借の契約者に家賃を支払っていることが証明できる領収書など (コピー可) も一緒に提出

※ 上記①～④以外にも、必要に応じて各種書類の提出が求められることがあります。

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.15、35)

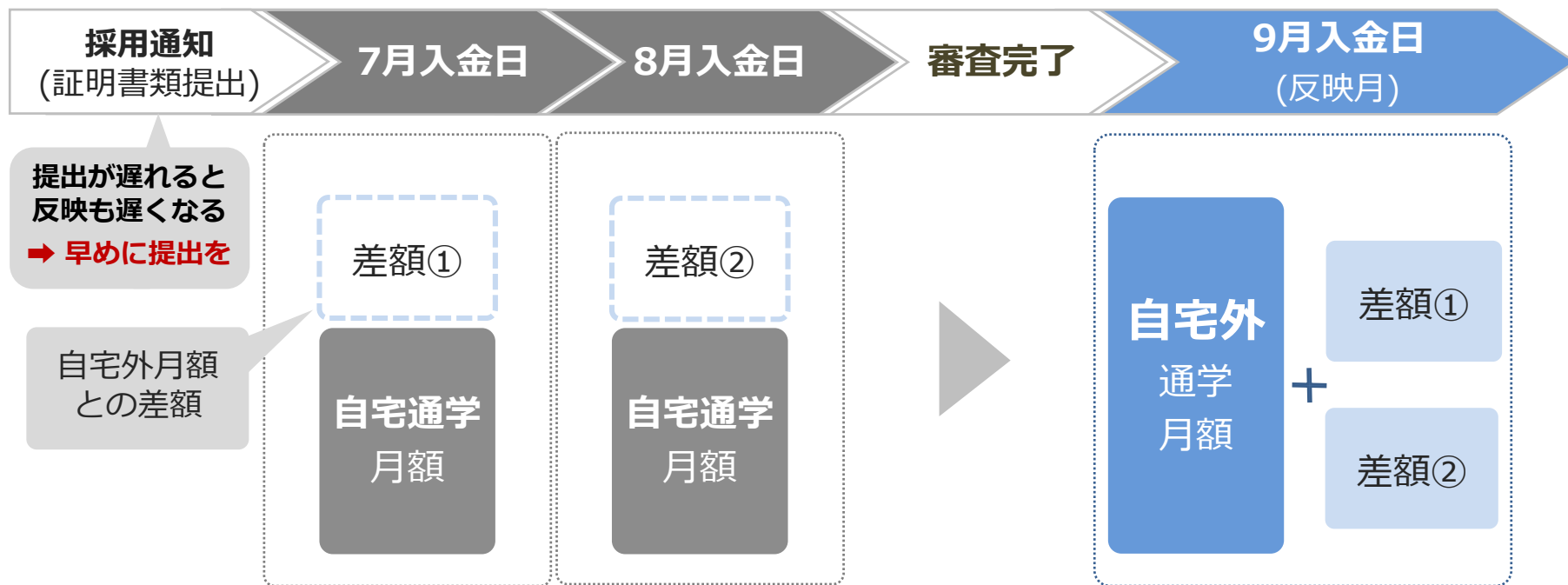
自宅外通学の証明書類の提出 〈 給付奨学金・第一種奨学金 〉

共通

書類提出から月額変更の反映まで

- 「自宅外通学」を選択して申込む場合も当初は自宅通学月額での支給
- 証明書類等を提出後不備なく審査終了 → 自宅外月額での振込に変更
- 「反映月」に自宅外通学扱いとなった月からの差額がまとめて振込

入金イメージ（最短での変更）



5. 大学からの連絡・学生からの問合せ方法

■ 大学からのお知らせ(説明会のお知らせ・呼出し)

- K-SMAPY II (大学ポータルサイト) あなたへのお知らせ
 - 大学ホームページ
- ※ 至急の場合は電話します

■ 学生からの問い合わせ

渋谷キャンパス：学生生活課
(文・法・経・神)

たまプラーザキャンパス：学生生活課
(人間・観光)

- ※ eメールでの問い合わせはご遠慮ください。
- ※ 親御さんではなく、**学生が直接問い合わせ**てください。

期限が決まっているものも多いため、お知らせは必ず確認するようにしよう！



【窓口受付時間】 渋谷キャンパス 9:00~12:50、13:50~17:00 (土・日・祝日除く)
たまプラーザキャンパス 9:00~12:45、13:45~16:40 (土・日・祝日除く)

以上

提出期限は厳守しましょう！